

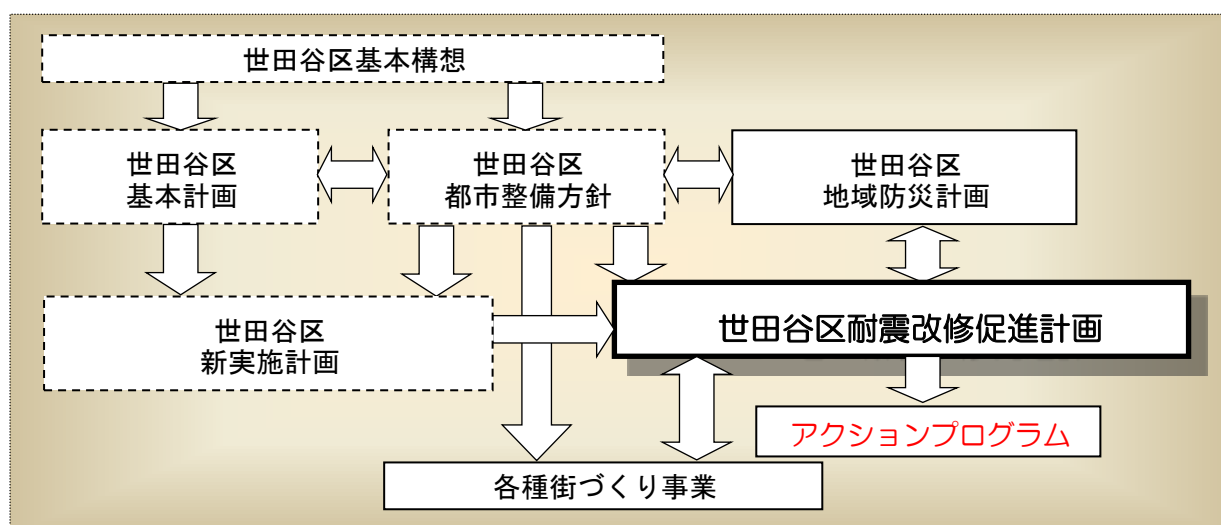
## 世田谷区耐震改修促進計画・アクションプログラム

### 【目的】

平成 28 年 4 月の熊本地震を受けて、平成 29 年度までの時限措置として、国から補正予算による住宅・建築物の耐震化促進の拡充策が示された。これを受け、住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修等の耐震対策を重点的に実施し、耐震化を促進することを目的にアクションプログラムを策定する。

### 【位置づけ】

世田谷区耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月改定）における重点的に取り組む施策の具体的な行動計画として、この「アクションプログラム」に示す。



⇔ 整合 → 即す

### 【対象建物】

「対象区域」内のマンションを含む全ての住宅

### 【実施期間】

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

### 【取組内容】

#### ○戸別訪問

耐震診断・耐震改修工事・不燃化建替えをより一層推進するため、不燃化特区エリア内の旧耐震基準の建物所有者を戸別に訪問し、安全・安心のまちづくりのための不燃化建替えや耐震化について、説明を行う。

#### ○訪問戸数

平成 28 年度 1,500 棟

平成 29 年度 3,000 棟

#### ○公表

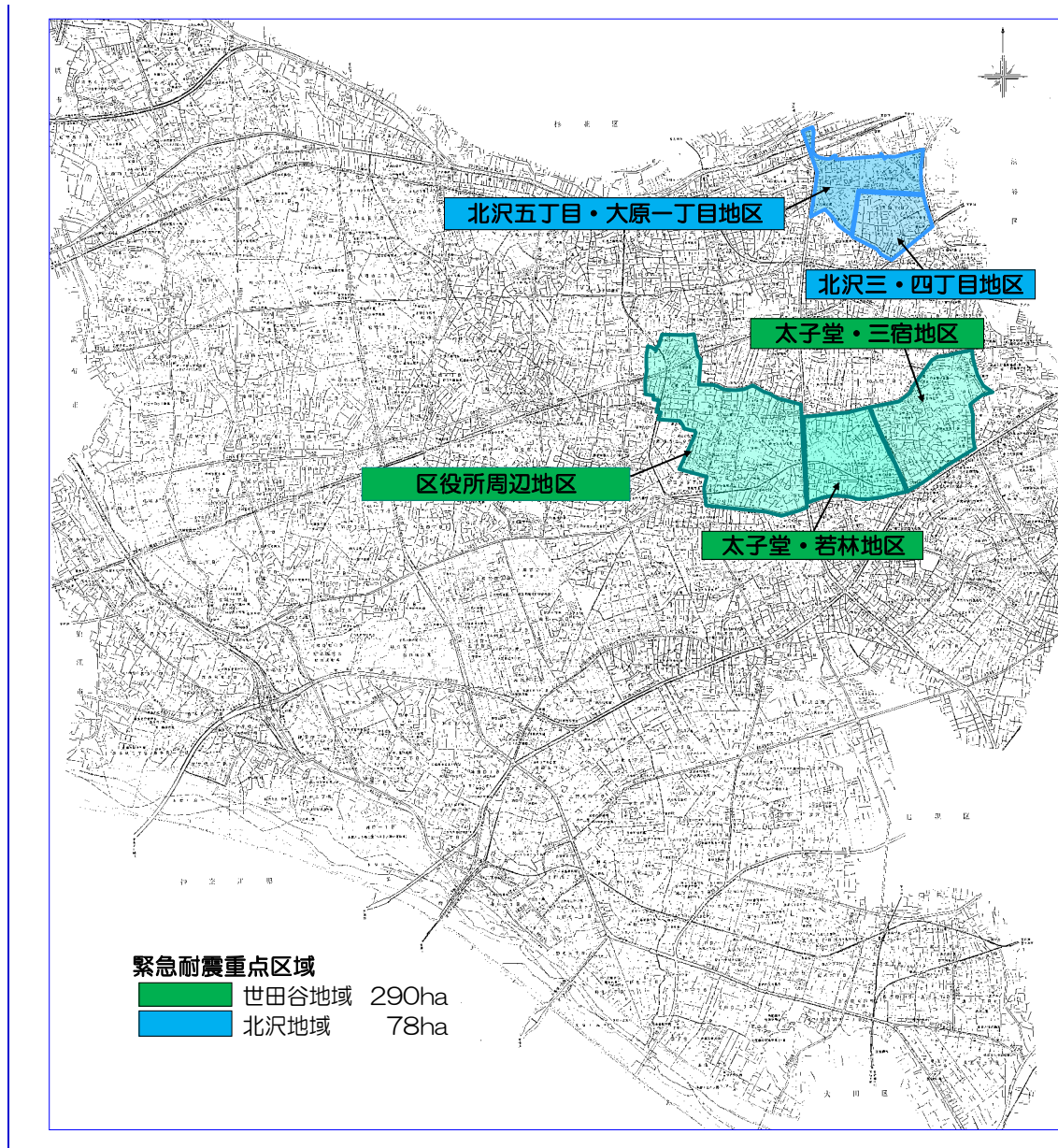
各年度末に訪問戸数、診断・改修の実績を、ホームページにて公表する。

### 【助成制度】

○木造住宅の耐震改修工事・不燃化耐震改修工事・不燃化建替え（100 万円の助成）に対し、平成 29 年度のみ、30 万円の上乗せ助成を行う。

【対象区域】

木造住宅密集地域では、大地震が発生した場合、同時多発火災により大規模な市街地災害が発生する恐れがある。木造住宅密集地域のうち特に危険度が高い、不燃化特区エリアを、緊急耐震重点区域（耐震化・不燃化を特に促進すべき区域）とする。



緊急耐震重点区域

地区名	住所
太子堂・三宿地区	池尻四丁目 24～39 番、太子堂二・三丁目全域、三宿一・二丁目全域
太子堂・若林地区	太子堂四・五丁目全域、若林一丁目全域、若林二丁目 1～36 番
区役所周辺地区	世田谷三丁目 20～26 番、世田谷四丁目全域 宮坂二丁目 1 番の一部、2～9 番、26・27 番、若林三・四・五丁目全域 赤堤一丁目 1～5 番、赤堤二丁目 1～6 番、梅丘二・三丁目全域 豪徳寺一丁目全域、豪徳寺二丁目 2～10 番、25～31 番 松原六丁目 42 番、43 番
北沢三・四丁目地区	北沢三・四丁目全域
北沢五丁目・大原一丁目地区	北沢五丁目全域、大原一丁目全域